

基安労発 0326 第 1 号

令和 2 年 3 月 26 日

都道府県労働局労働基準部健康主務課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(契 印 省 略)

事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン
「心疾患に関する留意事項」、「糖尿病に関する留意事項」、
「企業・医療機関連携マニュアル（事例編：難病）」について

治療と仕事の両立支援対策については、平成 28 年 2 月 23 日付け基発 0223 第 5 号、健発 0223 第 3 号、職発 0223 第 7 号「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインについて」に基づき、本ガイドラインの周知徹底により事業者の取組の推進を図っているところである。

更に平成 30 年度においては、平成 30 年 10 月 5 日付け基発 1005 第 10 号・職発 1005 第 1 号・雇均発 1005 第 1 号・開発 1005 第 1 号「治療と仕事の両立支援対策の推進について」（厚生労働省労働基準局長、職業安定局長、雇用環境・均等局長、人材開発統括官連名通知）及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）に基づき策定された労働施策基本方針（平成 30 年 12 月 28 日閣議決定）により、企業における雇用環境改善の促進等の労働施策に加え、保健医療施策や福祉施策等との連携を含め、総合的かつ横断的な対策を実施することとされたところである。

今般、ガイドラインの参考資料として、心疾患及び糖尿病の治療の特徴を踏まえた対応等について、「心疾患に関する留意事項」（別添 1）及び「糖尿病に関する留意事項」（別添 2）を新たに作成した。また、難病に関して、ガイドライン掲載の様式例の作成のポイント、及び具体的な事例を通じた様式例の記載方法を、新しく作成した「企業・医療機関連携マニュアル（事例編：難病）」（別添 3）に示したところである。なお、これらの参考資料は厚生労働省ウェブサイト（<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>）に掲載している。

については、事業者に対するガイドラインに基づく取組の指導等にあたり疾病別の留意事項、及び企業・医療機関連携マニュアルの周知を図られたい。